

国民生活センターの在り方の見直しに関する検討状況について

平成 24 年 3 月 29 日

消 費 者 庁

1. 閣議決定（平成 22 年 12 月 7 日）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）（抄）

12 組織の見直し

消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。

2. 国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース（平成 22 年 12 月 24 日～）

（1）平成 22 年 12 月に消費者庁と国民生活センターの当事者からなるタスクフォースを設置。昨年 8 月までに 15 回の会議を開催。消費者団体、弁護士、自治体、事業者などの意見を聞きながら議論を行う。さらに公開ヒアリングを 2 回、シンポジウムを 4 回開催。

（2）取りまとめ結果

国民生活センターの各機能については、平成 25 年度に消費者庁への移管・一元化を目指す。
※消費者相談から法執行・政策立案まで結びついた消費者行政の実現（消費者行政全体の強化）

3. タスクフォース取りまとめ結果を受けた政務判断（平成 23 年 8 月 26 日細野大臣）

（1）タスクフォースの結論を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に沿って、更に検討を進める。

（2）先行的に取り組める事項（情報発信・人事交流）について一元化の試行を実施。

（3）第三者を含めた検証の機会を設ける（一元化以外の選択肢も検証）。

4. 国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議（平成 23 年 10 月 12 日～）

（1）主宰者：後藤斎 内閣府副大臣、座長：野村豊弘 教授（学習院大学法学部）を含め委員 10 人（学識経験者、消費者団体、弁護士、事業者、地方自治体）

（2）消費者行政全体の機能強化の観点から、①各機能の消費者庁への一元化及び一元化以外の選択肢に関する論点、②試行の実施結果、を検証。昨年 10 月 12 日から 12 月 6 日までに 7 回開催。

（3）中間取りまとめ

- ・ 国民生活センターの機能を国へ移行することが現実的。これにより機能を安定的に強化できる。国への移行先としては消費者庁、消費者委員会、内閣府本府があり得る。
- ・ いわゆる「政府から独立した法人」へ移行するとの考え方についても、選択肢の一つとして留意すべき。
- ・ 附則三項の趣旨も勘案しつつ、別途検討の場を設けて引き続き議論し、今夏までに、消費者行政に係る体制の在り方について結論を得るよう努めるべき。

5. 検証会議中間取りまとめを踏まえた政務決定(平成23年12月27日消費者担当大臣会見発表)

- (1) 国民生活センターの各機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させていくため、独立行政法人改革による新たな法人制度ではなく、国へ移行することが妥当。国への移行の具体的な在り方については、別途検討の場を設けて検討し、今夏までに結論。平成25年度を目途に国へ移行するため、所要の法整備等を行う。
- (2) いわゆる「政府から独立した法人」へ移行するとの考え方については、実現を図ることは難しく、国への移行の中でその趣旨を活かすことが現実的。

6. 行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会報告(平成24年1月19日)

「本法人については、消費者庁と国民生活センターの間における「平成25年度の消費者庁への一元化を目指す」との結論を受け、政務レベルでの判断を行うために、平成23年10月12日から一元化に係る試行や第三者を含めた検証が行われてきた。その結果を踏まえ、本法人の全ての機能を国へ移行することとし、その具体的な在り方について検討を行い、平成24年夏までを目途に結論を得るとの判断に至った。これに基づき、消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管すべきである。」

7. 行政刷新会議決定(平成24年1月19日)、閣議決定(平成24年1月20日)

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)(抄)

消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。

8. 国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会(平成24年2月22日～)

- (1) 主宰者：後藤斎 内閣府副大臣、座長：大森 彌 東京大学名誉教授を含め委員11人(学識経験者、消費者団体、弁護士、事業者、地方自治体)
- (2) 国民生活センターの機能が国に移管されることを踏まえ、以下の事項について検討。
 - ア 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方
 - イ 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方
- (3) これまでに4回開催。本年6月頃までに計10回程度開催し、今夏に取りまとめを行う予定。

以上